

赤穂市国民健康保険税減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第25号

赤穂市国民健康保険税減免規則の一部を改正する規則

赤穂市国民健康保険税減免規則(令和2年赤穂市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同号ウ(イ)中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加える。

様式第1号中

「

該当	国民健康保険税条例 第18条第1項第 号 減免規則第2条第2号____	算出基礎	医療給付費分	
			後期高齢者支援金分	
			介護納付金分	
非該当			合 計	

」

を

「

該当	国民健康保険税条例 第18条第1項第 号 減免規則第2条第2号____	算出基礎	医療給付費分	
			後期高齢者支援金分	
			介護納付金分	
			子ども・子育て支援納付金分	
非該当			合 計	

」

に改める。

様式第1号の2中

「

算出	医療給付費分		年 度	年度
	後期高齢者支援金分		減免前税額	

」

介護納付金分		減 免 額	
合 計		差引年税額	

を

算出基礎	医療給付費分		年度	年度
	後期高齢者支援金分		減免前税額	
	介護納付金分		減免額	
	子ども・子育て支援納付金分		差引年税額	
	合計			

に改める。

様式第1号の3中

算出基礎	医療給付費分	円	年度	年度
	後期高齢者支援金分	円	減免前税額	円
	介護納付金分	円	減免額	円
	条例第17条減額	円		
	合計	円	差引年税額	円

を

算出基礎	医療給付費分	円	年度	年度
	後期高齢者支援金分	円	減免前税額	円
	介護納付金分	円	減免額	円
	子ども・子育て支援納付金分	円	差引年税額	円
	条例第17条減額	円		
	合計	円		

に改める。

様式第2号中

区 分	所 得 割	均 等 割	平 等 割	計
減免前税額				

減 免 額				
減免後税額				

を

「

区 分	所得割額	被保険者均等割額	18歳以上被保険者均等割額	平等割額	合 計
減免前税額					
減 免 額					
減免後税額					

に改める。

様式第2号の2中

「

区 分	所得割	均等割	平等割	計
減免前税額				
減 免 額				
減免後税額				

を

「

区 分	所得割額	被保険者均等割額	18歳以上被保険者均等割額	平等割額	合 計
減免前税額					
減 免 額					
減免後税額					

に改める。

様式第2号の3中

「

区 分	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額	合 計
減免前税額				
減免額				
減免後税額				

を

「

区 分	所得割額	被保険者均等割額	18歳以上被保険者均等割額	平等割額	合 計
減免前税額					
減 免 額					
減免後税額					

」

に改める。

様式第3号中

「

区 分	所 得 割	均 等 割	平 等 割	計
減免後税額				
減免前税額				
差引納付 すべき税額				

」

を

「

区 分	所得割額	被保険者均等割額	18歳以上被保険者均等割額	平等割額	合 計
減免後税額					
減免前税額					
差引納付 すべき税額					

」

に改める。

様式第3号の2中

「

区 分	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額	合 計
減免後税額				
減免前税額				
差引納付 すべき税額				

」

を

「

区 分	所得割額	被保険者均等割額	18歳以上被保険者均等割額	平等割額	合 計
減免後税額					

減免前税額					
差引納付 すべき税額					

」

に改める。

付 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。